

有機顔料中に副生する PCB に関するリスク評価の進め方（案）

1. 調査・検討内容

(1) これまでに得られている情報に基づく暫定的なリスク評価の実施

①関係する情報の収集・整理

- ・ 化審法に基づく一般化学物質の製造輸入数量等の届出情報（3月末に集計結果を公表予定）をもとに、非意図的に副生した PCB を含有する可能性がある有機顔料について、その製造輸入数量、用途、用途別出荷量等に係る情報を整理する。
- ・ 必要に応じて、関係業界等からの情報提供を求める。
- ・ PCB の有害性に関する既存の情報を収集・整理する。
- ・ 環境中の PCB 濃度レベルに関する既存のモニタリングデータ等を収集する。

②暫定的なリスク評価の実施

①で収集・整理した情報を元に、暫定的なリスク評価を行い、4～5月を目途に取りまとめて公表する。

有機顔料の用途は印刷インキ、塗料、合成樹脂着色剤等非常に多岐にわたるが、この時点においては、代表的な使用製品を中心に事実関係を把握しながら、不明な点については適宜安全サイドに立ち、暫定的にリスクを評価することとする。

(ア) 含有製品の使用を継続する場合の暫定的なリスク評価（人健康）

- ・ 有機顔料を含有する代表的な製品について、吸入・経皮・経口での直接的な暴露により人健康に対する暫定的なリスク評価を行う。
- ・ ただし、他法令で措置を講じ得る食品、化粧品等については、本検討会の検討対象とはしない。

(イ) 環境経路暴露の暫定的なリスク評価（人健康、生態影響）

- ・ 現時点で得られる環境中の PCB 濃度レベルに関するモニタリングデータを収集するとともに、環境中の PCB 濃度レベルに関する科学的考察に関する文献調査を行い、環境経路暴露での暫定的なリスク評価を行う。

リスク評価の結果は、必要に応じて3省の関連する審議会に報告する。なお、上記のリスク評価においてリスクが懸念される製品が判明した場合は、リスク低減のための措置の内容を速やかに検討し、必要な措置を講じる。

(2) 有機顔料中に副生するPCBに関する実態調査等

- ・ 本年2月、有機顔料の製造輸入事業者に対し、有機顔料中に副生するPCBの含有量分析を要請済。
- ・ 化成品工業協会からの報告中、0.5ppm 超のPCB が検出された顔料に係る分析の結果報告（5月10日）
- ・ 上記以外の顔料に係る分析の結果報告（8月10日）
- ・ 以上の結果について、随時取りまとめるとともに、必要に応じて、関係業界等からの情報提供を求める。

(3) 実態調査の結果等を踏まえたリスク評価

(2) の実態調査の結果等を加味して、詳細にリスク評価を行う。その結果については、この検討会で御議論いただいた上で、年内を目処に取りまとめ、公表する。

新たに得られた情報に基づいて、リスク評価において追加的に考慮すべき点がある場合には、その具体的な手法について、本検討会において検討する。

詳細リスク評価の結果についても、必要に応じて3省の関連する審議会に報告する。なお、詳細リスク評価においてリスクが懸念された場合は、リスク低減のための追加的な措置の内容について速やかに検討し、必要な措置を講じる。

2. 有機顔料中に副生するPCBのBATレベルに関する検討会（仮称）との連携

3省は、有機顔料中に副生するPCBの工業技術的・経済的に低減が可能なレベル（BATレベル）に関しても検討会を開催し、専門家の意見を聴取しつつ検討を行うこととする。BATレベルに関する検討会は、上述のPCBに関する実態調査の経過を踏まえ、開催する。双方の検討会での議論を踏まえ、追加的な措置の必要性等について総合的に検討するため、必要に応じて合同で検討会を開催する。